

令和 5 年 5 月 2 日

各 位

公益社団法人北海道観光振興機構  
会 長 小 金 澤 健 司  
〈公印省略〉

令和 5 年度『空知・石狩地域：北海道ボールパーク F ビレッジを活かした周遊ツアー造成事業』  
委託業務に係る企画提案の公募について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当機構の事業推進に格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、標記事業に係る委託業務について下記の通り企画提案を募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名

「空知・石狩地域：北海道ボールパーク F ビレッジを活かした周遊ツアー造成事業」委託業務

2. 参加表明

企画提案書提出の意向がある場合は、企画提案指示書 10.(1) に示す内容をメールでお知らせください。(様式なし、メール本文で可)

※参加表明期限：令和 5 年 5 月 12 日(金) 17 時

3. 提出物について

企画提案書及び見積書(※ 詳細は、企画提案指示書を参照してください)

4. 今後のスケジュール

- (1) 参加表明〆切 令和 5 年 5 月 12 日(金) 17 時
- (2) 企画書提出〆切 令和 5 年 5 月 23 日(火) 17 時
- (3) 企画審査会 令和 5 年 5 月下旬～6 月上旬予定
- (4) 契約書の締結 令和 5 年 6 月中旬予定

5. その他

事業に関する説明会は実施いたしません。

<問い合わせ先>

〒060-0003 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階  
事業企画本部地域観光部

担当：大内 憲悟

電話：011-231-2900 fax：011-232-5064

E-mail：ke\_ouchi@visithkd.or.jp

## 令和5年度

### 「空知・石狩地域：北海道ボールパークFビレッジを活かした周遊ツアー造成事業」 企画提案指示書

#### 1. 委託業務名

「空知・石狩地域：北海道ボールパークFビレッジを活かした周遊ツアー造成事業」委託業務

#### 2. 事業目的

令和4年6月より訪日外国人観光客受入れに係る水際対策が順次緩和され、今後、訪日外国人観光客の増加が見込まれている。当該地域は新千歳空港を有するが、JRやバスのアクセスが良い反面、新千歳空港～宿泊地、またその近隣の目的地まで直線的な移動となりやすい傾向がある。令和5年3月に北広島市内に開業した北海道ボールパークFビレッジへの道内外からの注目度を活用し、これまで交通網としては通過点になりやすい傾向にあった北広島市への立ち寄りと、そこから周辺地域に点在する観光コンテンツを結びつけて周遊させ、長期滞在を促すことを目的とする。

また、現状では外国語による情報発信については地域差があるが、今回造成するコンテンツについて、繁体字、韓国語、英語により情報発信する。コンテンツのOTAサイトへの掲載の他、SNSによる発信を行うことで、事業実施年度にとどまらず将来的にも安定した外国人観光客訪日を目的とする。

#### 3. 委託期間

契約締結日から令和6年3月8日（金）まで

#### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画内容提案に加えて価格についても審査基準の要素とします。

#### 5. 予算上限額（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

10,250,000円

#### 6. 業務内容及び実施方法

事業計画内容を十分に踏まえた上で、下記に例示する業務を基本とした事業を実施すること。また、新型コロナウイルス感染症の状況に十分配慮することとし、地域の意向を踏まえた上で柔軟に対応する事とする。

なお、事業効果を高めるものとして独自に提案する業務を付加することも可能とする。

《事業対象地域》

空知・石狩管内7市町村エリア（長沼町、札幌市、江別市、千歳市、  
恵庭市、北広島市、新篠津村）

《メインターゲット》

台湾、韓国、香港、シンガポール、(中国)

## 《メインターゲット属性》

各国において北海道旅行に関心のある層、及び訪日旅行を経験したリピーター層、好奇心旺盛で新しいものが好きな若年者層、食べることが好きな層、子供を含む家族連れやアウトドア好きの層 等

## 《事業実施ステップ》

STEP1: アジア市場に向けた各市町村内の観光コンテンツの洗い出し及びそれを踏まえた広く面で捉えたツアールート(案)の作成

STEP2: 日本在住のターゲット国の旅行会社関係者やターゲットに知見のある専門家を加え、ツアールートの発着点、経由地、交通手段を含めた観光資源コンテンツの検討

STEP3: 日本在住のターゲット国に知見のある専門家によるモニターツアーを実施(スケジュールや体力面を踏まえたメインターゲット国への推奨度、組み合わせるコンテンツや交通移動手段の妥当性を確認)し、国コンテンツの磨き上げを行い、コンテンツ及びツアールートを確認

STEP4: 海外旅行者向けサイトへ掲載する圏域内観光コンテンツの多言語整備(OTAの前段階)

STEP5: OTA サイトへの商品掲載

## (1) 滞在コンテンツ造成事業

### 【実施計画概要】

○域内コンテンツ周遊ツアーに係るコンテンツ策定とツアールートの造成

- ・(第1回検討会)各市町村内の観光コンテンツの洗い出し及びそれを踏まえたツアールート(案)の作成  
(「北海道ボールパークFビレッジ」をフックとしたツアールート(案)の造成や7市町村が持つコンテンツを単独ではなく、広く面として捉えたツアールート(案)の造成)
- ・(第2回検討会)日本在住のターゲット国に知見のある専門家を加え、ツアールートの発着点、経由地、交通手段を含めた観光資源コンテンツの検討
- ・(夏&秋・冬商品)日本在住のターゲット国に知見のある専門家によるモニターツアーを実施(スケジュールや体力面を踏まえたメインターゲット国への推奨度、組み合わせるコンテンツや交通移動手段の妥当性を確認)し、各コンテンツの磨き上げを行い、コンテンツ及びツアールートを確認

### 【造成予定コンテンツ】

○下記の他、令和5年度に新規にサービス提供を開始するスポットも取り入れる予定

- ・長沼町: 道の駅マオイの丘公園、ジンギスカン、馬追蒸留所(工場見学)、農業体験、カフェ、スイーツ巡り、ものづくり体験、千歳川カヤック、タンチョウヅルの体験、絶景テラス巡り、あいすの家、ハイジ牧場(Netflix「First Love 初恋」ロケ地)、マオイオーランド、物産館(R5.4リニューアル予定)、ケーキ屋(暁 patisserie FURUTA)、MAISON SHIRO(R6.1オープン予定の宿泊施設) 等
- ・札幌市: 滝野すずらん丘陵公園、定山溪(温泉)、サッポロオリンピックミュージアム、大倉山、モエレ沼公園、宮の沢白い恋人サッカー場(コンサドーレ札幌の練習見学)、真駒内アイスアリーナ(冬・スケート)、札幌芸術の森、白い恋人パーク(クッキーづくり)、札幌ビール園 等

- ・江別市：EBRI、セラミックアートセンター、江別河川防災ステーション（マンガスポット）、パン・スイーツ・乳製品めぐり、アースドリーム角山牧場 等
- ・千歳市：支笏湖（温泉、シュノーケリング）、千歳川（ダウンリバー）、千歳水族館、千歳市埋蔵文化財センター、キウス周堤墓群 等
- ・恵庭市：フォレストアドベンチャー、えこりん村、サッポロビール工場 等
- ・北広島市：北広島市：北海道ボールパークFビレッジ（野球観戦（秋まで）、施設内散策（通年）、グランピング）、三井アウトレットパーク札幌北広島、レクレーションの森、エルフィンロード、くるるの杜、カエルキャンプ場、スノーワールド輪厚、エーデルワイスファーム、キャンパーズアンドアングラーズ 等
- ・新篠津村：ふれあい農園、星空観測、しのつ公園（グランピング） 等

#### 【地域ならではのポイント（付加価値）】

- ・事業実施地域が2振興局管内7市町村に拡大した連携事業となり、各地が持つコンテンツを単独ではなく広く面でPRができ、訪日外国人個々のニーズに応じた多彩な観光ツアー型商品を造成できること。
- ・令和5年3月、北広島市内に開業した、複合施設「北海道ボールパークFビレッジ」への注目度を活かし、そこをフックに来訪する観光客をターゲットとした商品を造成できること。
- ・令和4年度に長沼町と恵庭市に新設されたインバウンド向けホテル「フェアフィールド・バイ・マリオット」への注目度を活用できること。
- ・令和5年ATWSの開催地として北海道への注目度が高まっていることと、メイン会場の所在地である札幌市があること、また、対象地域にはアドベンチャートラベルに関連した観光資源が多数あり、それを活用した商品を造成できること。
- ・ほとんどの市町村において様々な自然体験アクティビティを備えていること。
- ・北海道そのものの知名度と、降雪地域ながら道内最大の都市であり、かつ冬季オリンピックが開催された札幌市を有すること。
- ・都市と自然が共存する地域であること。
- ・新千歳空港と、そこから各地にJR線が網羅されるなど、どの市町村へも交通の利便性が良いこと。
- ・新千歳空港があるため、道内旅行の最終日にも離陸までの隙間時間での滞在も可能なこと。
- ・農村地帯もあるため、道産小麦を使用したパンやスイーツ、米・うどん製品等の製造、新鮮野菜を使用したメニューも豊富であること。
- ・「クリーン×セーフティ北海道（※）」としての取組を推進できること（※北海道スタイル（コロナ対策）の徹底や広大な自然などの優位性により、「安全・安心」で選ばれる観光地づくりを目指す「北海道観光のくにつくり行動計画（案）」での考え）

#### 【専門家の活用】

- ・日本在住のターゲット国に知見のある専門家を招請する。ターゲット国の観光客に、より魅力的で訴求力のあるコンテンツやツアーが造成できるよう精査し磨き上げを行うた

めのノウハウや実績を持ち合わせているため。

## (2) 旅行商品流通環境整備事業

### 【実施計画概要】

- ・コンテンツやツアールートについて多言語化を行い、OTA 商品サイト等に掲載
- ・OTA での販売

### 【流通環境を整備する旅行商品等】

○ツアー種類：道の駅型、食巡り型、農村・ワインツアー型、スポーツ観戦&オリンピック施設体験型、アクティビティ体験型、屋内施設中心型、チャーターバス利用型、タクシー利用型など、北海道ボールパーク F ビレッジと関連させながら、発着地、経由地にバリエーションを持たせるツアーを造成する。

※ツアーについては 1DAY ツアーを基本とする。

### ○具体例

- ・夏ルート：スポーツ観戦&オリンピック施設体験型+自然とスポーツ体験ツアー（F ビレッジ野球観戦、宮の沢白い恋人サッカー場（コンサドーレ札幌の練習見学）、サッポロオリンピックミュージアム見学、サイクリングを取り入れたコース）等
- ・夏ルート：自然と動物・食・道の駅を満喫するコース（管内市町村の自然豊かな公園や施設等で体験する、アニマル・バードツアー、バードウォッチング、生き物ふれあい体験等）、収穫体験、道の駅めぐりを取り入れたコース）等
- ・夏ルート：空知・石狩の生活と自然を体験するコース（自然景観、農業・果樹収穫体験、動物とのふれあい、バードウォッチング、バーベキュー、温泉）等
- ・夏ルート：スポーツ観戦&アウトドアを満喫するコース（F ビレッジ野球観戦、サイクル（エルフィンロード、スペシャライズド・ジャパンのガイドツアー等）、ダウンリバー、アスレチック、キャンプを取り入れたコース）等
- ・冬ルート：食・管内施設・冬のイベントを満喫するコース（工場見学（菓子や飲料品）、菓子店めぐり、銘品お土産購入めぐり、ショッピング、スケート、イルミネーション観賞散策）等
- ・冬ルート：温泉めぐり&冬のアクティビティ・キャンプ体験（定山溪温泉、支笏湖、北海道遺産のモール温泉、各キャンプ場・グランピング施設、スノーモービル、スケート）等

## (3) 目標と成果指標

### ① 滞在コンテンツ造成事業

アウトプット：

- ・モニターツアー回数及び参加者数 2回 各2名 計4名
- ・令和5年度に造成した滞在コンテンツ及びツアー数

25件以上（内訳：ツアー5件以上、コンテンツ20件以上）

アウトカム：

- ・コンテンツ及びツアーの予約・販売人数 150人以上
- ・コンテンツ及びツアーの売上金額 1,410,000円以上

※いずれも2024年3月、事業報告書から把握

② 旅行商品流通環境整備事業

アウトプット：

- ・OTA へのコンテンツ及びツアー掲載数

25 件以上 (内訳：ツアー5 件以上、コンテンツ 20 件以上)

アウトカム：

- ・コンテンツ及びツアーの予約・販売人数 150 人以上
- ・コンテンツ及びツアーの売上金額 1,410,000 円以上

※いずれも 2024 年 3 月、事業報告書から把握

(4) 事業実施報告書の提出

受託者は本事業の終了後、事業の実施内容とその成果等についてまとめた報告書を作成し、別途指示する部数を紙及び電子データにて提出すること

7. 企画提案応募条件等

- (1) 単独法人又は複数の法人等(法人及び法人以外の団体を含む)による連合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) コンソーシアムは構成員の中で1 者以上、単体企業等は自らが必ず旅行業法に基づく旅行業者の登録を受けていること。
- (3) 単独法人及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
  - ① 北海道に本社もしくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10 年法律第7 号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。
  - ② 地方自治法施行令(昭和22 年政令第16 号)第167 条の4 第1 項に規定する者でないこと。
  - ③ 地方自治法施行令第167 条の4 第2 項の規定による競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ④ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領(平成4 年9 月11 日付け局総第461 号)第2 第1 項の規定による指名停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
  - ⑤ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号)第2 条第6 号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - ⑥ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案(プロポーザル)に参加する者でないこと。
- (4) コンソーシアムにおいては、(2)、(3)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
  - ① コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。

- ② 委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 8. 審査基準

企画提案は次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案の目的適合性

実施内容が、事業目的を達成させるために効果的であるか。また、実施内容は、事業の目的に資するものか。

(2) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な内容・スケジュールとなっているか。

(3) 業務遂行能力

事業実施のためのノウハウを備えており、業務を遂行する能力があると判断できるか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

## 9. 事業者決定までのスケジュール

令和5年5月12日(金) 17時 参加表明 締切

令和5年5月23日(火) 17時 企画提案書 提出期限

令和5年5月下旬～6月上旬 企画提案の審査(審査会)

令和5年6月中旬 委託事業者決定・事業説明会・契約

令和6年3月9日(金) 全事業終了、事業報告書作成提出、精算。

※企画提案事業説明会は開催せず質疑についてはメールでの受付、回答とする。

## 10. 企画提案書の提出

(1) 参加表明 令和5年5月12日(金) 17時 締切

※特に様式はなく、メール本文で可(E-mail: ke\_ouchi@visithkd.or.jp)とするが、以下の①～⑥の内容を記載のこと。

①単独法人名又は法人名(コンソーシアムの場合はコンソーシアム名、幹事社名)、代表者名 ②所在地 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤担当者名 ⑥連絡用メールアドレス

※コンソーシアム又は協力会社がある場合は、それぞれにつき、上記①～⑥の内容を記載。

(2) 提出期限 令和5年5月23日(火) 17時

(3) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部(担当: 大内 憲悟)

(4) 提出部数 6部(会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの5部)

(5) 提出方法 提出場所に持参又は郵送(※ファクシミリ、メールでの提出は不可)

※郵送の場合、提出期日までに到着しないものは受理しない。

※提出の企画提案書は期日までに別途データでも提出すること。電子メール、ROM等の記

録媒体など手法は問わない。なお、電子データのみでの納品は認めない。（電子データで納品する企画提案書については事業者名、氏名等を記載しないもののみでも可）

## 1 1. 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4判サイズとし、冒頭に企画提案書の全体構成を記載し、企画提案書の頁数は全体で20頁以内とすること。
- (2) 企画提案書の作成にあたっては、企画提案の考え方のほか、下記の項目について記載すること。

### ①これまでの事業実績

提案者の業務内容及び本事業類似事業の実績について過去3年分を記載すること。

### ②業務実施体制

当該事業の業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を明記し、具体的に記載すること。なお、本事業は実施内容が多岐にわたり、業務量が多くなることが予想されるため、実施体制については特に詳細に記載すること。なお、提案者名を記載した企画提案書の1部にのみ業務担当者名及び協力会社名を記載し、残りについては、「A」、「B」等の表現を用いて記載すること（後日符号を指示）。

### ③業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

### ④見積書

本企画提案指示書6. 事業内容及び実施方法に記載している(1)～(3)の事業で明示している項目に沿って①～②等実施項目毎の見積額及び当該事業合計額での見積書を作成する事。

※宿泊費・交通費・謝金等の明細は不要。人件費は必要。

※採択された事業者は契約時、別途見積内訳書を提出する事。

例…(1)滞在コンテンツ造成事業

・旅行商品の企画開発(ツアー・コンテンツ)	25件	〇〇〇,〇〇〇円
・検討会開催	2回	〇〇〇,〇〇〇円
・モニターツアー	2回	〇,〇〇〇,〇〇〇円
合 計		〇,〇〇〇,〇〇〇円

⑤コンソーシアムの場合は別途指示をする協定書を提出すること。

## 1 2. 企画提案に関する審査

審査は書面による審査とし、審査対象者のプレゼンテーションは不要。

- (1) 企画提案書の内容について、ヒアリング（電話又はメール）を実施する。
- (2) 事業の選定にあたっては、観光に知見を有する有識者等複数の委員による審査会において、選定する。



### 1 3. 留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限を過ぎての企画提案書の提出、資料の追加及び差替えは認めない。
- (4) 公平性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表する場合がある。
- (5) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道観光振興機構と受託者が協議して決定するものとする。
- (6) 業務遂行にあたっては、北海道観光振興機構との連携・調整を密に行うとともに、迅速かつ的確な対応及び効率的な手法により十分な成果が得られるよう努める。
- (7) この企画提案指示書の内容に疑義が生じたときや定めのない事項については、北海道観光振興機構と受託者が協議のうえ、処理するものとする。
- (8) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (9) 委託契約に係る業務処理に伴い発生する特許権、著作権その他すべての権利は、北海道観光振興機構に帰属するものとする。
- (10) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (11) 受託者選定後の契約行為に関し発生する費用は、受託者において負担するものとする。
- (12) 受託者は、契約前に地域への説明会を実施すること。但し、その際に発生する費用は、受託者において負担するものとする。

### 1 4. 問い合わせ先

公益社団法人北海道観光振興機構

事業企画本部地域観光部

担当：大内 憲悟

電話：011-231-2900 FAX：011-232-5064

E-mail：ke\_ouchi@visithkd.or.jp